

議案第21号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等について定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

付則第3項中「別表6の2の項」を「別表第1の6の2の項」に改める。

別表50の4の項中「8の項」を「21の2の項」に、「8の2の項」を「21の3の項」に、「9の項」を「21の4の項」に、「10の項」を「21の5の項」に改め、同表50の5の項中「8の項」を「21の2の項」に、「8の2の項」を「21の3の項」に、「9の項」を「21の4の項」に、「10の項」を「21の5の項」に改め、同表第57の項の次に次のように加える。

57の2 租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たした社会福祉法人の税額控除証明の申請に対する審査	社会福祉法人税額控除証明申請手数料	1件につき	400円	交付のとき。
---	-------------------	-------	------	--------

別表に次のように加える。

144 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第36条第1項に規定する理事に関する証明の申請に対する審査	社会福祉法人理事証明申請手数料	1件につき	400円	交付のとき。
---	-----------------	-------	------	--------

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期			
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては1の建築物について同表21の3の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）を加えた額）	認定申請のとき。			
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限り。以下同じ。）	4,700円		
		ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	4,700円	
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円	
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円	
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円	
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円	
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円	
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円	
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円	
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	185,000円	
		イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの				131,000円	
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円				
建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円				
(イ) 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円			
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円			

		共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	80,000 円
			当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	126,000 円
			当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	160,000 円
			当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	200,000 円
		(ウ) 非住宅の部分 (住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	9,300 円
			当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	26,000 円
			当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	80,000 円
			当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	126,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの		160,000 円	
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの		200,000 円	
	(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以内のもの	9,300 円	
		建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	26,000 円	
		建築物の延べ面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	80,000 円	
		建築物の延べ面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	126,000 円	
建築物の延べ面積が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの		160,000 円		
建築物の延べ面積が 25,000 平方メートルを超えるもの		200,000 円		
2 1 以外の場合	(1) 一戸建て住宅		35,000 円	
	(2) 共同住宅等	ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 戸のもの	35,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	69,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	97,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	137,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	197,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	283,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	385,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	508,000 円

		201 戸以上 300 戸以下のもの	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 301 戸以上のもの	600,000 円
イ 1 の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が 1 戸のもの	35,000 円
		建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	69,000 円
		建築物の総戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	97,000 円
		建築物の総戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	137,000 円
		建築物の総戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	197,000 円
		建築物の総戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	283,000 円
		建築物の総戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	385,000 円
		建築物の総戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	508,000 円
		建築物の総戸数が 301 戸以上のもの	600,000 円
	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	109,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	180,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	280,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	359,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	429,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	500,000 円
	(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	242,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	384,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	546,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	670,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	789,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	900,000 円

	(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円			
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円			
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円			
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円			
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円			
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円			
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				変更認定申請のとき。	
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては1の建築物について同表21の3の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）を加えた額）					
	1 申請	(1) 一戸建て住宅		3,300円		
	併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(2) 共同住宅等	ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの		3,300円
				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600円
				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		11,000円
				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		19,000円
				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		32,000円
				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		58,000円
				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		93,000円
				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		122,000円
		イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの		3,300円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		11,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		19,000円
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの				32,000円		
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの				58,000円		
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円					
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円					
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円			

			の	
		(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,500 円
			当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	18,000 円
			当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	56,000 円
			当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	88,000 円
			当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	112,000 円
			当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	140,000 円
		(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,500 円
			当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	18,000 円
			当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	56,000 円
			当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	88,000 円
			当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	112,000 円
			当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	140,000 円
	(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以内のもの		6,500 円
		建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの		18,000 円
		建築物の延べ面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの		56,000 円
		建築物の延べ面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		88,000 円
		建築物の延べ面積が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの		112,000 円
		建築物の延べ面積が 25,000 平方メートルを超えるもの		140,000 円
2	1 以外の場合	(1) 一戸建て住宅		18,000 円
		(2) 共同住宅等	ア 住戸ごとの申請の場合	
			申請戸数が 1 戸のもの	18,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	37,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	52,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	74,000 円
			1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 26	108,000 円

		戸以上 50 戸以下のもの	
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	159,000 円
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	221,000 円
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	291,000 円
		1 の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 301 戸以上のもの	342,000 円
イ 1 の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が 1 戸のもの	18,000 円
		建築物の総戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	37,000 円
		建築物の総戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	52,000 円
		建築物の総戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	74,000 円
		建築物の総戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	108,000 円
		建築物の総戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	159,000 円
		建築物の総戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	221,000 円
		建築物の総戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	291,000 円
		建築物の総戸数が 301 戸以上のもの	342,000 円
	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	57,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	96,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	156,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	205,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	247,000 円
		当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	290,000 円
	(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	123,000 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	198,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	290,000 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方	361,000 円

			メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	427,000 円
			当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	491,000 円
(3) (1)及び (2)以外の 建築物	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以内のもの			123,000 円
	建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの			198,000 円
	建築物の延べ面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの			290,000 円
	建築物の延べ面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの			361,000 円
	建築物の延べ面積が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの			427,000 円
	建築物の延べ面積が 25,000 平方メートルを超えるもの			491,000 円

備考

1 共同住宅等の 1 の建築物の申請の場合の事務手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

2 共同住宅等の住戸ごとの申請と 1 の建築物の申請を同時にする場合の事務手数料の額は、1 の建築物の申請の場合により算出した額とする。

付 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。